

経済政策に係わる要望

わが国経済は、長期化するコロナ禍により、かつてない苦境に直面している。政府や地方自治体においては、中小企業・小規模事業者を守るために、前例のない大胆な経済対策を講じていただけてきた。

多くの事業者が、感染拡大防止に努めつつ、無利子・無担保の融資や雇用調整助成金、税・社会保険料の猶予、各種給付金等の支援策を活用しながら、事業の継続と雇用の維持に取り組んできたが、度重なる感染再拡大と移動・活動の自粛要請により、経済活動は繰り返し制限され売上は十分に回復していない。特に、観光や飲食・宿泊・旅客などのサービス業は大打撃を受けており、存亡の危機に直面しており、廃業・倒産も徐々に増加傾向にある。これまで、「観光産業を基幹産業に」のスローガンのもと、観光産業の振興に官民挙げて注力してきた九州においては、コロナ禍の影響が深刻さを増しており、地域の活力の喪失が懸念される。

このようにコロナ禍の収束の見通しが立たない中、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が事業の維持・継続に対し前向きに取り組み、将来に希望を持てるようにするためには、引き続き、資金繰り対策、需要喚起対策などの一層の強化・拡充が必要である。

また、これまでも中小企業・小規模事業者が抱えていた人手不足や事業承継などの課題に加え、コロナ禍によってデジタル化の遅れが表面化し、事業者の諸課題は山積している。商工会議所は、これまでに蓄積した経営支援ノウハウや商工会議所間のネットワークを活かし、引き続き、地域の事業者の活力強化および地域社会の活性化を強力に推し進めていく。

さらに、近年頻発する大規模自然災害からの復旧・復興を1日も早く実現し、災害に強い持続可能な地域社会をつくり、地域の競争力強化のためにも、ストック効果の高い真に必要な社会資本の迅速かつ着実な整備促進が急務である。

かかる観点から、九州・沖縄 78 商工会議所で構成する九州商工会議所連合会は、以下の事項の実現を強く要望する。

【重点項目】コロナ禍の影響を受けた中小企業等への支援施策の拡充

1. コロナ禍を乗り越えるための経済対策

(1) 事業継続を支える資金繰り支援策の継続・拡充（経済産業省・金融庁・厚生労働省）

長期化するコロナ禍により打撃を受けた中小企業等への円滑かつ安定的な資金供給の維持を図りたい。

小規模事業者の経営改善を資金面から支えるマル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、小規模事業者の多様な事業展開を支える上で重要性を増している。ついては、「新型コロナウイルス対策マル経融資」の継続・拡充を含む、融資金額・融資期間・据置期間の拡充措置の恒久化や従業員基準の緩和といった資金ニーズの多様化等様々な資金調達に対応するための制度拡充を図りたい。

また、中堅企業等においても、長引く売上減少により財政状況は悪化している。これら中小・小規模事業者とも関係が深い企業の財務基盤強化に向け、日本政策金融公庫・商工中金による資本金供給・資本増強支援の継続をお願いしたい。

またコロナ関連融資については、据置期間が終了して返済が本格化する中で、売上が十分に回復できていない事業者に対しては、据置期間の延長や返済猶予といった既往債務の条件変更など事業者の実情に応じた柔軟に対応いただくとともに、金融機関への金融円滑化の指導徹底、相談体制の強化をお願いしたい。

雇用調整助成金の特例措置については、先行きの不透明感が拭えないことから、当面の間延長をお願いしたい。

(2) 中小・中堅企業の財務基盤強化や雇用維持に資する税制措置（財務省）

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、中小企業等の事業継続・雇用維持を支えるため、財政基盤の強化に資する税制措置が必要である。資金繰りの改善や自己資本の充実等財務基盤を促すため、中小企業者の法人税の軽減税率（15%）の確実な延長、恒久化、ならびに欠損金の繰越控除の拡充や欠損金の繰戻還付期間の拡充を図りたい。

収益を生まない固定資産の税負担は、休業や営業自粛等により売上が立たない現状において多くの企業にとって多大なる負担となることから固定資産税等地方税の負担軽減措置をお願いしたい。特に軽減措置の対象外となる、中小企業に該当しない地域経済の中核を担う中堅企業についても、固定資産税軽減措置の適用範囲の拡大をお願いしたい。

また、所得拡大促進税制の延長と総額要件の廃止等要件緩和とともに、テレワーク等促進の観点から、少額減価償却資産特例の拡充を図りたい。

このほか、法人税率引き下げの代替財源として法人事業税の外形標準課税を中小企業へ拡大することは、雇用や賃金の抑制につながるもので断固反対である。また、事業所税についても、中小企業と地域経済の成長を阻害するもので、廃止すべきである。

加えて、2022年10月に予定されている社会保険料の適用拡大については、保険料の会社負担が大きくなる事業者もあることから、新たな社会保険制度の導入は延期を検討いただきたい。

(3) 中小企業の経営実態を考慮した最低賃金の決定と今年度の「現行水準」維持

(厚生労働省)

近年の最低賃金の決定は、明確な根拠が示されないまま、中小企業・小規模事業者の経営実態を超える大幅な引き上げが続いており、中小企業は実力以上の賃上げを強いられている。

さらにコロナ禍にあって、最低賃金の引き上げは、経営基盤が脆弱な中小企業の事業や雇用に多大な影響を及ぼし、更なる窮状に追い込みかねない。

については、大幅な引き上げありきではなく、足元の景況感や経済情勢、生計費等の地域間格差を考慮した納得感ある水準の設定をしていただくとともに、今年度は「現行水準」を維持されたい。

2. 観光産業の事業継続および需要回復に向けた支援

(経済産業省・国土交通省・観光庁)

(1) 科学的根拠に基づく感染リスクおよび各対策効果の具体的明示

新型コロナウイルス感染症が拡大してから1年以上が経過している。いまだ社会経済活動の停滞が解消されない状況において、徹底した感染防止対策と経済活動活性化の両立こそが最大の経済対策である。コロナ禍からの脱却をはかるためにも、移動や飲食などにおける感染リスクとこれまでに講じてきた各対策の効果について、科学的根拠に基づき、具体的に示されたい。

(2) 観光産業の事業継続支援の強化

宿泊・交流をはじめとした観光産業事業者は、人の移動・交流の制限により1年以上にわたり安定した収入がなく、売上が著しく減少し、極めて厳しい状態が続いている。観光事業者の事業継続や本格的な再開を後押しするため、当面の資金繰りや設備投資等に対する財政面での強力な支援をお願いしたい。

また、各種税や社会保険料の会社負担分等は、昨年を引き続き1年の納付猶予が受けられることになっているが、本措置には延滞金が発生する仕組みとなっている。延滞金が企業経営の圧迫につながらないように、延滞金の撤廃をお願いしたい。加えて、地方税や地方公共団体の各種利用料金の減免等については、自治体の裁量で不公平が生じないように全国一律に減免し、減免分を地方創生臨時交付金等で補うことで間接的に事業者を救済いただきたい。さらに、一時支援金に加えて、事業規模に応じた追加の支援策による救済措置をお願いしたい。

なお、今後は納付の猶予申請した複数年分の支払期限が到来するが、安定した収入が見通せない中で、一括納付は困難であることから、政府系金融機関による融資制度を創設いただき、実質的に分割納付ができる仕組みづくりをお願いしたい。

観光需要喚起策「Go To トラベル」事業については、昨年末からの一時停止を受け、最大限の効果を発揮できていない状況にある。各自治体の感染状況を考慮し、一定程度収束した地域から順次再開できるよう検討いただきたい。また、本施策については当面の間継続をお願いするとともに、その他プレミアム付き旅行券、宿泊応援事業、高速道路料金等の減免

等、消費者の旅行マインドを高める取り組み、大都市周辺だけではなく広く地方に行き渡る仕組みづくり等についても実施を検討いただき、観光需要回復に向け、比較的早期に効果が見込まれる国内観光への手厚い支援を切にお願いしたい。

(3) 観光客受け入れ体制の強化

観光関連施設は、感染防止対策を図りつつ観光客を受け入れることが求められている。しかし、観光従事者は対面を前提とした業務であることから、利用者の不安を払拭するためにも、観光事業従事者が受けるPCR検査体制の拡充および費用の無料化を早期に実現いただきたい。

また、離島観光は九州の強みでもあるが、観光目的で人の往来が増え感染が広がれば、医療資源の乏しい離島における医療体制の崩壊を招くことになる。このため、空港やフェリーターミナル等の水際対策を強化するとともに医療体制の拡充を図られたい。

特に医療サービスが脆弱な地方部において、旅行者が発熱・体調不良を起こした場合の検査体制や対処方法を整備されたい。

感染の抑制・防止には、観光関連施設だけでなく利用者側の準備・対策も不可欠であることから、利用者側の守るべき指針の策定と周知・広報を一層強化し、観光事業者・旅行者双方が安心できる環境の整備をお願いしたい。

I. 環境変化に対応する中小企業等への支援施策の拡充

1. 事業承継や創業、業態転換への支援

(1) 事業承継・事業引継ぎのさらなる機能強化 (経済産業省・財務省)

経営者の高齢化により中小企業が経営交代期を迎える「大企業承継時代」が到来する中、「価値ある事業」を次代に円滑につなぐ準備が整わないまま、コロナ禍を機に後継者不在事業者の倒産・廃業が増加している。雇用や技術、優れたノウハウを継承し、産業と地域の活力を維持するためにも、さらに円滑な事業承継・事業引継ぎへの対応が不可欠である。

については事業承継に対する早期対策の重要性への気付きと計画的な承継準備の促進ならびに具体的課題への支援のため、事業承継補助金の継続とともに、事業承継・引継ぎ支援センター等の支援体制の継続・拡充・高度化を図られたい。

また、事業承継・事業引継ぎのマッチング促進に向け、各地の「後継者人材バンク」の周知、活用促進を図られたい。

さらに、特例事業承継税制の活用促進に向けた特例承継計画の提出期限(2023年3月)延長等事業承継に係るさらなる要件緩和、M&Aを後押しする経営資源集約化税制の周知徹底、活用促進を図られたい。あわせて、中小企業経営者はじめ支援機関、金融機関に対し、事業承継時に焦点をあてた『経営者保証に関するガイドライン』の周知徹底を図られたい。

(2) 新たな経済の担い手の育成 (経済産業省)

①創業・ベンチャー起業促進に資する準備段階から軌道に乗るまでの段階に応じた支援、

および業種・業態転換を希望する事業者への支援

コロナ禍により倒産・廃業が増加している中、創業・ベンチャー支援やフリーランスへの支援は、地域の新たな経済の担い手育成として強化・拡充が必要である。

しかし、創業希望者の課題は、専門知識やノウハウの習得、資金調達、販路開拓、人材確保等多岐にわたっていることから、商工会議所を拠点とした、創業スクールの開催、マーケティングや事業計画作成等に係る専門家派遣、創業資金の斡旋および新たな補助金の創設等、創業準備段階から事業が軌道に乗るまで段階に応じたきめ細かな支援を安定的に継続して講じられたい。

②創業時の負担軽減のための措置

創業時の行政手続きの手間を減らし、商品・サービス開発や販路開拓等の本業に専念できるよう、創業時に必要な各種手続きのワンストップ化を図られたい。

また、創業間もない中小法人の経営基盤を強化し、拡大・発展を後押しするため、創業後5年間に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を図られたい。

③創業希望者を増やすための初等教育段階からの起業家教育や起業マインド醸成の取り組み

わが国の創業を増やすには、创业者を支援する施策に加え、創業希望者を増やす取り組みが重要である。については、創業することを将来の職業選択の一つとして考えられるようにするための、初等教育段階からの起業家教育や起業マインド醸成に取り組まされたい。

(3) 業態転換を後押しする支援策の継続・拡充

(経済産業省)

コロナ禍の影響が長期化する中、中小企業・小規模事業者は既存のビジネスモデルを維持することが困難になっている。コロナ禍を乗り越え、売上や需要を回復させるには、積極的にビジネスモデルの変革に取り組む必要がある。

については、業態転換やビジネスモデルの変革といった事業再構築に挑戦する事業者を対象とした事業再構築補助金の活用促進に向けた周知活動をお願いしたい。

また、本補助金は補助対象要件や対象経費が複雑で、補助金額が3,000万円を超える場合は認定支援機関と金融機関の両方の確認が必要など事業者の負担がかかることから、手続きや要件の簡素化をお願いしたい。

なお、採択事業者の資金繰り安定化のためにも、補助金は速やかに入金されたい。

2. 中小企業・小規模事業者のデジタル対応への支援策の拡充 (経済産業省・財務省)

コロナ禍により、中小企業・小規模事業者のデジタル化の遅れが表面化した。一方、新たな日常においては、テレワーク、オンライン会議、ECサイト等デジタルの活用がといった取り組みが普及しつつある。生産性の向上は、コロナ前からの喫緊の課題であり、デジタル化への対応が必要である。

国におかれては、「中小企業デジタル化応援隊」事業によってデジタル化の後押しをいた

だいたのところではあるが、いまだデジタル導入のコスト負担、デジタル人材の不足といった問題を解消できていない状況である。については、中小企業・小規模事業者がデジタルを活用することにより持続的成長が可能になるよう、IT活用・導入補助金等の支援策の継続・拡充やデジタル活用・導入に際しての適切な情報提供のほか人材育成、専門家派遣等の支援を一層強力で推進されたい。

3. 新製品・サービス開発および新たな販路獲得に向けた支援策の拡充

(経済産業省)

新分野への進出や新製品・サービスの開発は、中小企業を価格競争から脱却させるだけでなく、革新的な技術やイノベーションの端緒となり、わが国の産業力の底上げに寄与するものである。「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」および「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」をはじめとした新分野進出や新製品・サービス開発に係る助成制度・金融支援の拡充、成長分野への進出やイノベーションの妨げとなる規制・制度の改革を図られたい。

また、小規模事業者が販路開拓に取り組むにあたっては、知名度も低く、経営資源も不足していることから、販路開拓のルートは限られている。「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者の販路開拓・拡大や持続的な経営改善支援策として極めて有用である。今日の組織形態の多様化を鑑み、一般社団法人等まで補助対象者の拡大を図るとともに、補助金の上限額の引き上げを含む予算措置についても配慮いただきたい。あわせて、コロナ禍で販路開拓等を支援する施策の継続・拡充を図られたい。

インターネット通販サイトを通じた国際的な電子商取引（越境EC）の活用推進に向けた助成制度の創設とともに、中小企業の輸出促進に向け、海外への販路開拓に向けた商談機会を確保するための、海外企業とのオンライン商談、Webサイトの多言語対応等の環境整備や設備導入のための支援を強化されたい。また、新型コロナウイルス感染症防止に留意しながら開催する国内展示会・商談会への海外バイヤーの招聘や、海外展示会・見本市への出展に対する支援を図られたい。

広域経済連携協定による貿易手続きの統一化・簡素化、投資ルールの透明性・明確性の確保は、これまで海外展開に二の足を踏んでいた中小企業が海外市場を開拓していく上での後押しになることから、中小企業の活用促進に向けた啓発活動を推進されたい。

4. 雇用維持・人材確保支援策の拡充

(1) 多様な人材が活躍できる環境の整備

(経済産業省・厚生労働省・法務省)

人材不足の解消には、女性や高齢者、障がい者等多様な人材が活躍できる就労環境の整備が必要である。このため待機児童解消等の施策を着実に実施するとともに、働きやすい職場環境整備に取り組む企業へのインセンティブ付与等支援措置を講じられたい。

外国人材については、出入国管理法の改正により平成31年4月より新たな在留資格が創

設される等受入環境が整備されつつある。特定技能を含む外国人の就労が、大都市圏等特定の地域に集中するのではなく、地方へなされるよう配慮されたい。また地方企業においては、外国人労働者を初めて雇用する企業も多く、受け入れに対し不安を抱えていることから、特に住環境の整備の他、外国人雇用に際して必要となる対策の周知や助言といった相談機能の強化・拡充を講じられたい。さらに外国人留学生が引き続き日本で就労できるよう、在留資格制度の見直しや中小企業とのマッチング等、採用・定着にかかる施策を促進されたい。

今般のコロナ禍で「密」を避けるため、テレワークの定着や地方のサテライトオフィス化等が注目され、人材の大都市圏から地方への分散（リビングシフト）が進んでいる。ついては、都市部にU I J ターン推進のための窓口を創設する等、地方への移住・定住を促進させる支援策を強化されたい。

（２）働き方改革関連法への対応・支援策の拡充 （経済産業省・厚生労働省）

「時間外労働の上限規制」、「年次有給休暇の取得義務」、「同一労働同一賃金」等を盛り込んだ「働き方改革関連法」が、平成 31 年 4 月より順次施行が開始された。関連法の幅広い周知および窓口相談や専門家派遣等働き方改革推進支援センターや各県労働局が実施する助成金等の支援策を積極的かつきめ細かく実施されたい。

さらに、大企業の働き方改革の推進により下請けにあたる中小企業・小規模事業者にしわ寄せが生じないように、下請け中小企業対策に注力されたい。

5. 中小企業・小規模事業者の基盤強化・事業環境整備

（１）中小企業の経営実態を考慮した最低賃金の決定と今年度の「現行水準」維持【再掲】 （厚生労働省）

近年の最低賃金の決定は、明確な根拠が示されないまま、中小企業・小規模事業者の経営実態を超える大幅な引き上げが続いており、中小企業は実力以上の賃上げを強いられている。

さらにコロナ禍にあって、最低賃金の引き上げは、経営基盤が脆弱な中小企業の事業や雇用に多大な影響を及ぼし、更なる窮状に追い込みかねない。

ついては、大幅な引き上げありきではなく、足元の景況感や経済情勢、生計費等の地域間格差を考慮した納得感ある水準の設定をしていただくとともに、今年度は「現行水準」を維持されたい。

（２）適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を含めた検討 （経済産業省・財務省）

インボイス制度は、すべての事業者に経理・納税方法の変更を強いるものであると同時に、全国で 500 万を超える免税事業者が取引から排除される恐れがある。コロナ禍からの経済再生が最重要課題となる中で、事業者の事務負担増加による生産性低下、免税事業者の取引排除等の影響に配慮し、中小企業の実態を十分に調査・検証し、当分の間、凍結または廃止を含め検討されたい。

(3) 消費税転嫁対策特別措置法の終了(2021年3月)後の価格転嫁対策の継続

(経済産業省・財務省・公正取引委員会・消費者庁)

2019年10月に消費税率が10%に引き上げられたが、対消費者取引や規模の小さな事業者ほど価格転嫁が困難な実態があるため、引き続き転嫁拒否の取り締まりの推進等の消費税転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い価格転嫁対策を継続されたい。

消費税引上げ後における価格転嫁は、企業にとって最重要課題となっており、特に中小企業・小規模事業者は大企業に対して価格競争力が劣るため、価格転嫁に資する経営力強化(資金繰り、コスト見直し、価格戦略等)に関する支援の充実および消費者の需要喚起のための対策を講じられたい。

あわせて、原材料や電気代、人件費の上昇分に係る価格転嫁についても、企業間の適正な取引を確保するため、下請法の一層の厳格な運用を図られたい。

(4) 小規模な商業施設等の耐震・老朽化対策の推進 (経済産業省・国土交通省)

安全性の確保から、不特定多数の方や避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものに対し、改正耐震改修促進法への対応が義務化され、必要な診断・改修に対する補助制度が整備されているが、小規模な商業施設やオフィスにとっても、耐震・老朽化対策は喫緊の課題となっている。安全性の面だけでなく、中小企業が事業を継続し、地域経済を支えていくうえで、営業拠点は重要なことから、耐震・老朽化対策に必要な改修等に対し、補助制度を整備されたい。

6. 小規模事業者に対する支援体制の抜本的強化

(1) 商工会議所等を中核とした支援体制の整備 (経済産業省)

「小規模支援法」において、商工会議所等が中核となって、市町村と共同で計画する「経営発達支援計画」および「事業継続力強化支援計画」に基づき、小規模事業者の支援を行うことが明記されている。商工会議所等による巡回を中心とした経営指導は、経営実態に通じる経営指導員が、専門家や国・行政等支援策の活用等全体のコーディネートを図りながら、小規模事業者の事業継続や経営力向上を支援している。また、地域活性化につながる面的支援も行い、その果たすべき役割と事業者からの期待は一段と大きくなっている。また、近年頻発する大規模な自然災害発生時には、商工会議所等が被災中小事業者への支援を迅速に展開し、災害時のセーフティネットとしての機能も果たしている。

さらに、今般のコロナ禍により地方の中小企業・小規模事業者は甚大な打撃を受けており、商工会議所は、国・地方自治体の支援策の相談・申請の窓口として地域事業者からワンストップであらゆる相談に応じ、地域経済の維持に尽力している。

今後、小規模事業者が長期化するコロナ禍の影響を乗り越えて事業継続をするためには、デジタル活用、人材不足、事業承継等の本質的な課題への迅速な対応が求められており、支援機関である商工会議所のさらなる機能の強化が必要である。

については、経営改善普及事業予算の十分かつ安定的な予算確保に加え、「経営発達支援計

画]、「事業継続力強化支援計画」に基づき実施する小規模事業者の経営計画策定や販路開拓支援事業および災害対策、BCP策定に対する継続的な支援、さらに商工会議所の組織・機能強化に対する特段の配慮を講じられたい。

(2) 中小企業支援の拠点である商工会館の老朽化等に対する、助成金支援 (経済産業省)

近年、九州でも多くの大規模自然災害が発生しているが、被災事業者の支援において、被災事業者訪問や特別相談窓口の設置による相談対応等、商工会議所の果たした役割は大きなものであったが、その活動拠点となる商工会館等の施設が使用できなければ、その役割を十分に果たすことはできなかった。

商工業者の支援拠点として、平時はもちろんのこと、災害発生時にも重要な役割を担う商工会館等について、その機能を最大限発揮するために、施設の老朽化等に伴う修繕・移転等に必要な費用に対し助成されたい。

II. 地方創生への取り組み ～九州の資源を活用した産業の創出・活性化等～

1. 地域への波及効果の高い観光の振興

(1) 新たな需要獲得のための基盤強化・環境整備 (国土交通省・観光庁)

① 観光を支える交通基盤の強化

新型コロナウイルスの感染拡大により、一部の地域では出張・旅行・帰省等の移動の自粛が長期化しており、地方空港では国内外の発着便が激減し、経営に壊滅的な影響を受けている。九州は多くの離島を抱え、首都圏や関西圏から地理的にも離れており、観光振興を図るうえで、航空路線の充実・地方空港の維持は必須であるため、国や自治体からの支援が不可欠である。航空会社(コンピューター航空会社を含む)への直接支援、着陸料の軽減も含めた様々な支援を早急に検討いただきたい。

また、九州全体の観光活性化を推進するためにも、九州内の複数の空港とその間を結ぶ鉄道等が広域で連携して観光客を誘致・回遊させる方策について支援をお願いしたい。

なお、地域において観光振興を図るには、観光資源へのアクセスの改善や周辺地域との連携が不可欠である。空港や主要駅等、周辺地域への二次交通の拠点整備ならびに、事業者や自治体が二次交通の充実に向けた取り組みを行う際に支援されたい。

このほか、多様な観光ニーズおよび新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応の観点からも、旅行者・地域双方の移動ニーズに対応するMaaSのさらなる普及促進、地域公共交通の連携推進への支援の拡充を図られたい。

② 旅行先の分散および地方の交流人口増加のための支援充実

観光を地方創生につなげていくためには、一部の都市に集中している旅行者を全国各地に分散・拡大していくことが必要である。今般、コロナ下で域内や近隣への旅行が注目されていることから、近隣からの域内観光の推進を通じた地方の観光産業への支援を充実されたい。

また、域内観光の効果地域全体に波及させるためにも、各地固有の地域資源の磨き上げや、新たな特産品・観光商品の開発への支援を充実されたい。

さらに、平成5年にユネスコ世界自然遺産に登録された屋久島をはじめ、九州には魅力的な離島が数多く存在している。九州の強みでもある離島観光について、九州一体となった取り組みを推進できるよう「広域観光周遊ルート」の追加募集を実施されたい。また、国内外への積極的なPRを推進されたい。

③リモートワーク、ワーケーション等新たな需要の取り込み促進の支援

(経済産業省・観光庁)

新型コロナウイルスの感染拡大を機に、遠隔地から仕事をするリモートワークが普及している。中でも、地方などでは仕事をしながら休暇を楽しむ「ワーケーション」に注目が集まっている。

このような新たな滞在需要を獲得するためのワークスペース設備やネットワーク環境等の整備への支援拡充をお願いしたい。また、これらの一時滞在者が現地で消費する機会や地域とコミュニケーションを図ることができる仕組みづくりに対する支援をお願いしたい。

なお、リモートワークやワーケーションの推進・拡充を後押しするためには、特に大企業に対して政府・地方自治体が連携して導入を働きかけることが不可欠であり、ぜひ積極的な推奨をお願いしたい。

(2) 熊本地震や令和2年7月豪雨はじめとした大規模自然災害の被災地における

観光回復のための継続的支援

(国土交通省・観光庁・内閣府)

近年発生した大規模自然災害で被災した地域における被災地支援に特化した需要喚起策をはじめ、社会インフラの迅速な復旧、地域経済の復興に向け、引き続き全面的な支援をお願いしたい。

(3) 九州の文化・歴史資産の世界遺産への登録・推薦

(内閣府・文化庁・観光庁)

国の特別史跡である宮崎県の「西都原古墳群」について、その歴史的価値から世界遺産登録に向けた機運が高まっており、世界遺産暫定一覧表に記載されたい。

さらに熊本県の「阿蘇」についても構成資産の文化財指定(選別)等に継続的に取り組んでおり、世界遺産暫定一覧表に記載されたい。

(4) 特定複合観光施設(IR)事業の長崎県佐世保市へのIR整備区域認定の実現

(内閣官房・国土交通省・観光庁)

特定複合観光施設は、国内外の旅行客を増やす有力な観光資源である。東京・大阪等を巡るルート(ゴールデンルート)以外の特に大きな伸びしろが見込まれる地方に導入することで、豊富な観光資源を活用しながら雇用創出や交流人口拡大が図られ、地方創生につながるものである。

九州では長崎県が申請を予定しているが、集客マグネットである長崎IRが実現すること

で、I Rの経済効果を九州全域へ波及させ、国際競争力の高い魅力ある九州全体の周遊型観光の起点となることおよび地域経済の振興が期待される。

については、地域バランスも考慮した地方都市へのI R導入、さらには長崎県・佐世保市へのI R整備について検討されたい。

(5) ポストコロナを見据えたインバウンド受け入れ促進のための環境整備

(厚生労働省・国土交通省・観光庁・経済産業省)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、インバウンドが激しく落ち込み、国内では、収束後、インバウンドに頼らない観光戦略を提案する意見も散見される。

国においては、これまで同様「観光立国」を掲げ、積極的に推進することが推測されるが、海外からの観光客の受入に関して、インバウンドの回復時期も含めた今後の考え方を事業者に早期に明示いただきたい。

また、国内移動の安全性確保のため、空港や主要駅等の発着双方におけるサーモグラフィ設備およびチェック体制を強化・拡充し、発熱者に対し適切な対応ができるよう、水際対策を徹底いただきたい。観光事業者へは、コロナ対策として非接触のキャッシュレス決済等多様な決済手段導入への支援を推進されたい。

このほか、観光消費拡大のため、各地固有の資源を活かした特産品・観光商品の開発を促進するほか、ゴルフ場利用税や入湯税について消費税同様の外国人観光客対象の免税制度創設について検討されたい。

(6) ポストコロナにおける地方創生の促進、地方財政支援

(内閣府)

新型コロナウイルスの感染拡大防止および感染拡大の影響を受けている地域経済を支援するため、政府にはこれまでにない大胆な経済対策を講じていただいております、地方創出臨時交付金については5兆5,000億円の計上を実現いただいた。

しかしながら、地方の宿泊、飲食、サービス業等の観光産業はいまだ存続の危機的状況から脱却できておらず、継続的な支援が必要な状況である。

地方の活力維持のためにも、地方自治体に対して地方創生臨時交付金の積極的な活用について指導いただくとともに、地方創生臨時交付金をはじめとした地方財政支援策について継続・延長をお願いしたい。

2. 農商工連携の推進

(経済産業省・農林水産省)

九州の一次産業の生産額は全国の約2割と大きなウェイトを占め、特に南九州はわが国の「食料供給基地」としての役割を担っており、二次産業として食品加工業も盛んである。

こうした強みを活かし、地域産業のさらなる活性化につなげるためにも、各地の一次産品の高付加価値化を促す農商工連携や6次産業化の推進を図られたい。

また、九州の安全で優れた産品の海外市場への販路開拓や輸出促進、そのための助成事業等、各種支援施策を拡充されるとともに、ジェトロが設置した「日本食品海外プロモーション

ンセンター（JFOODO）」活動の周知を強化し、事業者の利用を促進されたい。

また、世界に向けて日本産食材の安心・安全をアピールするためにも、農水産物の安全性を示す認証の取得（グローバルGAPやJGAP等）は、小規模な農林水産業者にとって、かなり高いハードルとなっているため、認証取得の支援の充実を図られたい。

さらに、国産木材の高付加価値化や利用拡大に向けた施策の拡充、漁港施設の整備・高度化に対する支援の強化等を含め、商工業者との連携が促進できる基盤整備を図られたい。

3. 新しい経済社会への変革を加速化させる環境整備 （内閣府・各省庁）

社会全体で非対面・非接触等の「新しい日常」への対応が求められていることも踏まえ、国や地方自治体等の行政における対面手続きや書面手続き等について抜本的な運用見直しを行い、デジタルガバメントの早期構築を図られたい。

特に、雇用関係や営業許可等をはじめ、国・地方自治体と民間の間における各種行政手続きの簡素化、オンライン手続きの推進、行政サービスのICT活用等徹底的に推進されるとともに、マイナンバーの普及・活用を早急に拡大し、感染症対策のみならず、自然災害への対応において、真に救済が必要なものを迅速かつ確実に支援できる社会基盤の早急な整備を図られたい。

また、テレワークやオンライン会議を活用した新たなビジネスモデルの浸透や、遠隔技術を活用した医療、教育や働き方の進展が加速する中、デジタル回線基盤の混雑や通信遅延を防止するためにも、5G環境の整備推進等変容する社会に対応するための積極的な対策を講じられたい。

このほか、AIおよびビッグデータを活用し、社会のあり方を根本から変えるような都市設計の動きが国際的に急速に進展している中、第4次産業革命を先行的に体現し、革新的な暮らしやすさを実現する最先端都市となる「スーパーシティ」構想については、東京一極集中の是正と地方創生の観点からも、ぜひ九州への認定実現をお願いする。

4. 本社機能・研究開発拠点・政府機関および 国外のサプライチェーンの地方への分散立地促進 （内閣府・各府省庁）

東京一極集中の是正や地方創生の観点から、大都市圏に集中する企業の本社機能・研究開発拠点等の地方への立地促進について、初期投資に対する国の助成制度の創設や税制の優遇等によりさらに強力に実施されたい。

あわせて、地方に移転した企業や地方での起業に取り組む都市圏の若手起業家等が円滑に事業展開できるよう、中小企業に対する研究開発支援の強化、教育機関の充実、若手起業家に対する移住定住支援制度の創設等、受け皿体制の整備に取り組まされたい。

また、地方における受入れ環境の十分な整備が図られるよう、空き家・空き店舗を活用した起業促進のための改装・改修費用にかかる地方自治体への補助制度の創設、企業立地がなされた地方自治体への交付税措置の拡充を講じられたい。

このほか、政府機関の地方移転については、平成 28 年 3 月に決定した「政府関係機関移転基本方針」にもとづいて着実に実施するとともに、今後も継続して検討を進められたい。

さらに、今般の感染症の拡大の影響により、サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを踏まえ、海外向けに稼げる製品の重要部品等を中心に、企業等の生産活動の国内回帰に向けた取り組みへの支援策を講じられたい。

5. 大規模小売店舗等の商工団体加入等地域貢献に対する指導・支援について

(経済産業省)

大規模小売店舗や県外小売事業者等は地域商工業者としての意識が薄く、商工団体への入会協力が得られない状況である。大規模小売店舗等に対する、まちづくり活動参加や商工団体加入等地域貢献に対する指導・支援を強力に推進されたい。

Ⅲ. 地域の競争力の強化や安全安心の確保に資する社会資本整備

1. 社会資本の整備促進

(1) 産業競争力の強化および災害時の多重性を確保するための道路インフラの整備

(※詳細は別紙 1 参照) (国土交通省・財務省)

高規格幹線道路は、地域連携の強化や産業の振興とともに大規模災害時におけるリダンダンシーの確保の上で重要なインフラであり、ミッシングリンクの解消を着実に進めるとともに暫定 2 車線区間の早期 4 車線化を見据え、交通状況や地形等の条件を踏まえた付加車線の設置を図る必要がある。あわせて、高規格幹線道路と一体となって高速交通ネットワークを形成する地域高規格道路や日常生活に密着した国道等の整備も不可欠であり、早期整備を図られたい。

① 東九州自動車道

(清武南～日南北郷、鹿屋串良～志布志の早期完成、日南東郷～油津、油津～南郷および奈留～鹿児島県境、志布志～夏井、夏井～鹿児島県境の事業推進、南郷～奈留の早期事業化、苅田北九州空港～速見および大分宮河内～清武南等暫定 2 車線区間の早期 4 車線化および休憩設備のさらなる充実)

② 九州横断自動車道・延岡線 (通称：九州中央自動車道)

(矢部～蘇陽の早期事業化、平底～蔵田の計画的段階評価の早期着手、山都中島西～矢部および日之影深角～平底の早期完成、蘇陽～五ヶ瀬東～高千穂～雲海橋の事業推進、九州中央自動車道とアクセス道路等の重要物流への指定)

③ 九州横断自動車道・長崎大分線 (芒塚～長崎の 4 車線化の早期完成)

④ 南九州西回り自動車道 (水俣～出水および阿久根～薩摩川内水引の早期整備)

⑤ 西九州自動車道 (二丈～二丈鹿家、伊万里東府招～伊万里西、伊万里西～山代久原の早期整備着工、佐々～佐世保大塔の 4 車線化および松浦～佐々の早期完成)

- ⑥ 那覇空港自動車道（那覇市鏡水～豊見城名嘉地の整備）
- ⑦ 沖縄自動車道池武当地区への高速道路インターチェンジの設置
- ⑧ 地域高規格道路・主要国道の整備

（２）物流効率化を担う大型トラック・トレーラーの運行環境の整備

（国土交通省・財務省）

物流の効率化およびドライバー不足の解消を実現するために、25m級連結トラックの走行実証実験や大型トレーラーの走行に関する規制緩和が進められている。これらトラック等の運行について、ドライバーの連続運転時間に制限が設けられており、長距離を運行する場合は途中休憩を取得する必要がある。

しかし高速道路のサービスエリアやパーキングエリアの大型トラック等の駐車スペースは不足し、25m級トラックに対応していない箇所も多数存在する。これらの車両に対応する駐車スポットについて整備・増設を行い、運行環境を整備されたい。

（３）新幹線および主要鉄道網等の整備（※詳細は別紙 1 参照）

（国土交通省・財務省）

新幹線ならびに鉄道網の整備は、域内外の産業・観光等各般にわたる交流を増大し、地域の一体的な発展と振興を図るもので、早期に整備されたい。

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）は令和 4 年度、武雄温泉駅で乗り換えとなる暫定的な開業となっており、新幹線効果を最大化するために、全線フル規格により整備されたい。その際整備費について、沿線自治体に過度な負担が生じないように、既存の財源負担スキームの見直しも併せて検討されたい。

また、沖縄都市モノレールは運行区間が限られており、沖縄県における全県的交通の渋滞緩和や環境対策、利便性向上への対応が必要である。

- ① 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の早期整備と全線フル規格化および、沿線自治体に過度な負担が生じないように既存の財政負担スキームの見直し
- ② 東九州新幹線の整備計画線への格上げおよび早期着工
- ③ 沖縄都市モノレールの中部等への延伸
- ④ 在来線の整備
 - ア) 日豊本線の高速・複線化
 - イ) J R 佐世保線等の輸送改善（肥前山口駅～武雄温泉駅全区間の複線化）
 - ウ) 福北ゆたか線と福岡市地下鉄の接続
 - エ) J R 筑肥線の複線化促進と強風対策強化
- ⑤ 地方路線の維持・存続

（４）主要空港の整備（※詳細は別紙 1 参照）

（国土交通省・財務省）

空港は、国内外との交流によって九州の潜在能力を引き出し、競争力を高めるとともに、地域に大きな経済波及効果をもたらすもので、主要空港の早期整備を図られたい。

とりわけ福岡・那覇の両空港は円滑に発着できる処理容量を超え、九州ひいては西日本の

発展に影響を及ぼす。増大する航空需要に十分に対応できる能力の確保が喫緊の課題であり、一刻も早い整備が不可欠である。

- ① 福岡空港の滑走路増設の早期整備
- ② 北九州空港の滑走路 3,000m化の早期実現、24 時間利用可能な海上空港としての利点を活かした機能強化
- ③ 九州佐賀国際空港の滑走路 2,500m化の早期実現
- ④ 長崎空港の運用時間の延長等、利用者の利便性向上
- ⑤ 阿蘇くまもと空港への J R 豊肥線の延伸等交通アクセスの整備に向けた技術的・財政的支援、広域防災拠点としての機能強化
- ⑥ 大分空港の海上アクセスの整備、水平型宇宙港開港に向けた支援
- ⑦ 鹿児島空港の運用時間の延長等、利用者の利便性向上
- ⑧ 那覇空港の新旅客ターミナルの移設整備および 2 次交通等の整備
- ⑨ 沖縄県の地理的状況を踏まえた新規路線の開設促進
- ⑩ C I Q 機能の拡充強化と地方自治体への権限の委譲

(5) 主要港湾の整備 (※詳細は別紙 3 参照)

(国土交通省・財務省)

九州の各港湾が国際競争力を維持し、地域の産業・経済の活性化のためには、アジアの物流拠点としての大水深港湾、中核港湾の機能整備が必要不可欠である。九州地域の発展の基盤となる各港湾の機能整備を図りたい。

- ① 国際拠点港湾・日本海側拠点港・博多港の整備促進
 - ア) アイランドシティ地区のコンテナターミナルの整備推進および背後の臨海部物流拠点の整備等、国際物流拠点の形成
 - イ) 中央ふ頭の国際物流・人流機能の整備等、ターミナル機能の充実強化
- ② 国際拠点港湾・日本海側拠点港・北九州港地区の整備促進
関門航路の水深-14m化
- ③ 日本海側拠点港・長崎港の整備促進
松が枝国際観光船ふ頭の 2 バース化の早期完成
- ④ 九州内にある重要港湾の整備

(6) 大規模災害からの道路・鉄道等のインフラの早期復旧 (※詳細は別紙 1 参照)

(国土交通省・財務省)

- ① 九州北部豪雨により大きな被害を受けた、J R 日田彦山線 (添田～夜明間) の B R T (バス高速輸送システム) 早期整備を強力に支援いただきたい。
- ② 令和 2 年 7 月豪雨により大きな被害を受けた、国道 219 号 (八代～人吉)、国道 210 号 (日田～玖珠) および幹線道路、生活道路の早期全線復旧を強力に支援いただきたい。
- ③ 令和 2 年 7 月豪雨により大きな被害を受けた J R 肥薩線、くま川鉄道の早期全線復旧に向けた財政措置を講じていただきたい。

(7) 防災・減災への対策の推進

(国土交通省・財務省)

大規模自然災害が多発・激甚化する中、自然災害の多い九州においては、災害に強い社会づくりが重要であり、地域の防災・減災に不可欠な社会資本整備を推進されたい。さらに、大規模災害等に備え、防災・減災の観点を含む代替性・多重性の確保をはじめ、災害に強いインフラ整備を推進していただきたい。

- 大分臨海部・宮崎沿岸部の地震・津波対策への早期完成に向けた支援強化
- 早期の安否確認、被害状況把握を可能にするための強固な情報通信インフラの整備

2. 真に必要な社会資本整備の促進と修繕・補修による安全性確保

(国土交通省・財務省)

地方では少子高齢化・人口減少や過疎化等による財政的な制約が厳しさを増す中で、地域活性化や国際競争力強化を図り、持続可能な地域社会をつくるため、その基盤となるインフラの整備・有効活用が不可欠である。

については、真に必要な社会資本整備（高規格幹線道路のミッシングリンクの解消、整備新幹線の早期完成、地域公共交通の維持・再生等）のさらなる促進を図られたい。また、老朽化の進む道路・橋梁、港湾施設等の産業インフラについて、緊急性の高い箇所を優先した修繕・補修による安全性確保と防災対策を推進されたい。

なお、地域の活力の維持・増進の観点も踏まえ、災害や緊急時への対応が可能な地場企業への受注機会の拡大ならびに原材料価格の上昇、人手不足に伴う人件費高騰等を踏まえた適正価格での発注について配慮されたい。

3. 地域活性化に資する法整備・開発構想等の推進

(1) 下関北九州道路の早期実現

(国土交通省)

関門トンネルおよび関門橋は本州と九州を繋ぐ物流・人流の大動脈で、災害等で遮断された場合の経済損失額が年間約 14 兆円とされる等、極めて重要な道路である。また、供用開始から長期間が経過し、老朽化による補修工事で通行止めが頻繁に行われている。

したがって、関門地域の円滑な交通に資する新たな広域ネットワーク機能や災害時におけるリダンダンシーを確保できる下関北九州道路は必要不可欠である。

関門地域の一体的発展と九州と本州を結ぶ広域道路ネットワークの要としての役割を担う下関北九州道路の調査検討についてスピード感を持って推進されるとともに早期実現を図られたい。

(2) 島原・天草・長島架橋構想および九州西岸軸構想の早期実現

(国土交通省)

島原・天草・長島架橋は、九州縦貫・九州横断・東九州・西九州各自動車道等九州の外周を大きく一周する高速交通体系であるとともに有明海・八代海沿岸地域を環状に結ぶ広域的交通網を形成するもので、九州西岸軸構想の中核をなすものである。

また、九州新幹線、空港、港湾等と一体となった国際的な交流基盤を形成するほか、大規模災害時における緊急避難路や復旧・復興支援物資等を輸送する「命の道」としての機能も有する等、災害に強い多軸型国土の形成や九州の一体的な浮揚を図るために必要不可欠なプロジェクトである。

特に、平成 28 年熊本地震で、九州縦貫自動車道をはじめとする、九州内の交通ネットワークが寸断されたことを受け、リダンダンシーの役割を果たす新たな縦軸としての本架橋構想の重要性が再認識されている。

九州西岸軸構想は、長崎県、熊本県、鹿児島県の県境を超えた相互交流・連携を促進し、農林水産業の供給基地、交流・物流拠点、広域観光ルートの形成等地域の一体的な活性化を図るものである。

国土形成計画および九州圏広域地方計画にもとづき、島原・天草・長島架橋構想および九州西岸軸構想の早期実現を図られたい。

- ① 島原・天草架橋および天草・長島架橋建設に資する調査の再開
- ② 島原道路の整備促進および島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討の実施
- ③ 必要な道路整備のための予算確保

(3) 太平洋新国土軸構想および豊予海峡ルートの実現 (国土交通省)

豊予海峡ルートは、多軸型国土の一翼を担う太平洋新国土軸の形成に不可欠な海峡横断プロジェクトであり、災害時におけるリダンダンシーの確保の面からも極めて重要である。さらに、自立的な広域国際交流圏の形成とともに、西瀬戸地域全体の広域経済文化圏の構築に大きく寄与するものである。

については、太平洋新国土軸構想を形成する豊予海峡ルートの実現に繋がる技術開発や調査研究を積極的に推進されたい。

(4) 地域連携軸「東九州軸」の振興 (国土交通省)

「東九州軸」は下関北九州道路や豊予海峡道路により中国・四国地域との連結的機能も有し、かつ太平洋新国土軸や西日本国土軸等の受け皿としても重要な位置づけにある。「東九州軸」の振興のため、以下の事項を推進されたい。

- ① 「東九州軸」形成の基盤となる高速交通体系としての東九州自動車道の早期整備ならびに 4 車線化の推進、九州中央自動車道および両道へのアクセス道路の整備促進
- ② 東九州地域の工業・観光等の産業振興、活性化の推進
- ③ 日豊本線の高速化および新型車両導入の促進
- ④ 「東九州新幹線」構想実現のため、基本計画路線から整備計画路線への格上げと必要な財源の確保

以上